

北陸大学 紀要
第11号 (1987)
pp. 195~222

日本における心身障害者体育の史的研究(第14報)
—昭和20年までの柏学園の肢体不自由児体育について—

北 野 与 一*

A Historical Study of Physical Education for the Handicapped
in Japan (XI V)

—On Physical Education for the Physically Handicapped at
Kashiwa Gakuen, 1921~'45—

Yoichi Kitano

Received October 16, 1987

I はじめに

わが国の肢体不自由児を対象とした公立学校の設置は、他の障害児学校のそれより遅く、昭和7(1932)年設置の東京市立光明学校が最初である。同校は、戦前における唯一つの公立学校として幾多の困難に耐えながら、その重責を果たした。同校の設置が背景となり、茨城、大阪、熊本あるいは三重などの各府県でも肢体不自由児学級が設けられ、戦前には14学級・100名前後の児童が教育された⁽¹⁾。いずれにしても、戦前における肢体不自由教育は限られた地域で少数の限られた児童に対する教育に終止しており、公教育として真にその態様を整備・確立するのは戦後を待たねばならなかったと言えるだろう。

一方、収容・保護を主体とした救護施設は、明治期に既に開設されていた。例えば、明治36(1903)年、富士育児園(静岡県)が開設され、精神薄弱児や肢体不自由児を収容・保護した⁽²⁾。

明治末期には、整形外科学が発足し、肢体不自由児への医学治療が進展する。こうした進展を背景に、大正期に入って医療と教育を併せ施す療育施設の開設が模索される。この医療と教育を併せ施す療育施設を最初に開設したのが、元体操教師の柏倉松蔵(1882-1964)であった。東京大学医学部整形外科学教室の全面的協力によって開設された柏学園は、わが国の肢体不自由療育事業の嚆矢であり、教育面でも近代的な肢体不自由教育の先駆的役割を果たしたのである。

以上からもうかがえるように、肢体不自由教育を通史的に概観するに当たっては、前述の光

*教養部

Faculty of General Education

明学校は勿論のこと、この柏学園の教育実態の検討なくしてその全体像を明らかにすることは不可能なわけである。こうした点から、これまでに多くの研究者が、この柏学園の全容を明らかにしようと取り組んできた。そのうち、本稿と特に関連があると思われる報告には、杉浦守邦の「柏学園に関する研究」(1978, 1979, 1980, 1985) や中川一彦の「柏倉松蔵を育てた日本体育会体操学校」(1980) 及び「柏倉松蔵の医療体操に関する考え方」(1983) がある。これらの報告は、いずれも日本特殊教育学会にて報告されたものである。本稿は、これらの報告を重要な資料として、さらに体育史的視点からも追試的検討を加え、同学園にて実践された肢体不自由児のための体育教育をより明らかにしようと意図したものである。

II 研究目的

本稿は、柏学園開設時以前における肢体不自由児の教育的処遇問題にも検討を加え、柏学園における療育のなかで実践された体育教育を検討し、その史的意義の一端を明らかにしようとするものである。

III 研究方法

本稿では、柏倉の唯一の著書である『肢体不自由児の治療と家庭及学校』、柏学園の各年報、『日本特殊教育学会各回大会発表論文集』諸報告、『医事年報』諸報告、『児童研究』・『日本学校衛生』・『大日本私立衛生会雑誌』・『体育研究』などの誌上諸報告などを主要な史・資料として検討し、教育史・障害児教育史・体育史・体操史などの歴史書、その他障害児教育に関する諸文献を重要な参考資料とする。

IV 結果と考察

1. 肢体不自由教育前史⁽³⁾

1) 制度的変遷の概観 — 就学猶予・免除制を中心に

わが国の公教育制度を規定した最初の法令は、明治5(1872)年に頒布され欧米の教育制度を範とした「学制」である。周知のように、この「学制序文」(「学事奨励に関する被仰出書」)に「一般の人民華士族農工商及婦女子必ず邑に不学の戸なす家に不学の人なからしめん事を期す⁽⁴⁾」とあり、「学制」は四民平等の国民皆学を標榜していたのである。また、その第二十一章の末尾に「其外廢人学校アルヘシ⁽⁵⁾」と規定され、障害児のための学校設置の発想もみられた。しかしながら、国家主義的な富国強兵策とは無縁の障害児に対する国家的・教育的関心は低く、以後この規定に基づいた廢人学校は設置されなかった。

わが国の義務教育制度は明治10年代以降徐々に整備されていくが、それとともに富国強兵策も推進されていったため、就学猶予・免除の規定の明確化も示すように、肢体不自由児も含めた障害児の教育軽視の傾向は漸次強まっていった。「学制」では、不就学は届出制(第十二章)で就学猶予・免除の規定はなかった⁽⁶⁾。しかし、明治12(1879)年の「教育令」には、「事故アリテ就学セシメサルモノハ其事由ヲ学務委員ニ陳述スヘシ」⁽⁷⁾(第十五条)と規定された。翌13

(1880)年児童就学の飛躍的拡大を期すために「教育令」が改正され、その第十五条但書の趣意に基づいて、同14(1881)年1月「就学督責規則起草心得」(文部省達第3号)が制定され、当局の干涉督励が強化された。そこには、不就学が認められる「不得已事故」や「相当ノ理由」についての具体的内容が明示されていた。すなわち、小学科三カ年の課程を終えない学齡児童の場合には、「一疾病ニ羅ル者 一親族疾病ニ羅リ他ニ看護ノ人ナキ者 一廢疾ノ者 一一家貧窶ノ者 但此等ノ者ヲ待ツヘキ学校ノ設備ナキ場合ニ限ル⁽⁸⁾」の4項のいずれかに該当する児童は、不就学が認められるとした。この規程が発端となり、同19(1886)年の「小学校令」では、「疾病家計困窮其他止ムヲ得サル事故⁽⁹⁾」あるものの就学猶予が規定され、さらに同23(1890)年の「小学校令」では、就学猶予に加えて就学免除も規定された。また、同33(1900)年の「小学校令」では、「瘋癲白痴又ハ不具廢疾」は就学免除、「病弱又ハ發育不全」は就学猶予とし、「貧窮」児童の就学は免除または猶予と規定されたのである。⁽¹⁰⁾

以上のように、わが国では、義務教育制度の確立過程で障害児の就学猶予・免除の規程が顕現・強化されていき、「不具廢疾」に属すると考えられていた肢体不自由児は、法規上就学免除該当者として取り扱われ、義務教育の対象外に置かれたのである。

こうした教育制度下で、慈善事業的理念からではあったが、明治8(1875)年京都で聾教育が、次いで盲教育が開始される。また、義務教育制度の充実発展に伴っての就学率の向上と相まって、明治23(1890)年長野県松本尋常小学校で「落第生学級」が開設され、翌年には長野尋常小学校に「晩熟生学級」が設けられる。この「落第生」や「劣等児」あるいは「低能児」と呼ばれた児童に対して適切な教育を施そうという意図が、精神薄弱児の教育へと発展していった。その間、ここで問題にしようとしている肢体不自由児の就学も、上記の児童らに混在する形で顕現化していったのである。

2) 肢体不自由児就学の顕現化

乙竹岩造の報告⁽¹²⁾によれば、幕末時の寺小屋就学において、「不具廢疾」は「不就学の事由」ともなっていたが、「盲・聾・啞・不具児の寺小屋に通ったものの存外多かつた」という。明治初年においては、こうした傾向は続いたものと考えられ、軽度の肢体不自由児も健常児とともに少数ながら小学校に就学していたものと推察できる。しかし、明治10年代から同30年代にかけては、就学猶予・免除の規定の強化などもあり、当局の就学督責にもかかわらず肢体不自由児の就学はほとんどみられなくなる。

明治末期には、就学率の向上を背景に「劣等児」あるいは「低能児」教育が全国的に問題化し、その就学児童中に「不具児」と呼ばれた肢体不自由児も混在して就学していることが確認される。以下、その事例の若干を掲げる。

学校生徒の身体検査成績⁽¹³⁾

東京市各区の小学校医が男生徒62,898人、女生徒60,132人に対し、身体検査を行ひたりしに、其成績は左の如くなりしといふ。

病 種	男 生 徒	女 生 徒
一、眼 疾	7,640	6,941
一、耳 疾	4,093	3,187
一、う 歯	45,685	43,783

一、全身病	2,678	2,368
一、神経病	19	19
一、血行器病	229	391
一、呼吸器系	1,568	1,197
一、消化器病	4,979	4,844
一、外被病	2,418	1,022
一、運動器病	56	22
一、泌尿器及生殖器病	11	17
一、畸形	489	390
一、雑	363	272

大阪市低能児調査⁰⁴

大阪市にては、44年現在の全市小学校低能児及び其取扱法につきて調査せしが、即ち左の如し。

一、低能児童数 全市児童数尋常88,965人高等7,023人中

	低能	白痴	癩癩	具	計
	(盲啞以外)				
尋常 男	1,204	67	19	201	1,491
女	1,101	85	13	160	1,395
高等 男	43	—	1	11	55
女	43	—	—	5	48

広島県に於ける低能児童数⁰⁵

広島県に於て調査したる44年4月1日現在学齡児童中、不就学者数及び公私立小学校児童中低能児数は左の如しと云ふ

不就学児童数

就学を免除されたる者

就学猶予	盲者	聾啞	身体不具	白痴	癩癩	其他	合計
男 109	54	61	60	31	13	37	365
女 161	51	56	58	36	8	48	419
計 270	105	117	118	67	21	86	784

低能児童数

	低能	白痴	癩癩	身体不具	計
尋常 1年 男	373	28	—	75	416
女	317	20	—	39	376
2年 男	420	20	6	64	510
女	335	6	9	43	393
3年 男	402	6	2	64	474
女	331	20	9	52	402

4年	男	366	12	7	81	466
	女	330	8	3	36	377
5年	男	317	9	6	77	409
	女	301	10	8	42	661
6年	男	281	5	7	56	349
	女	218	2	4	35	259
高等1年	男	79	—	1	28	108
	女	34	1	—	12	47
2年	男	22	—	3	14	39
	女	12	—	—	3	15
3年	男	2	—	—	1	3
	女	—	—	—	1	1
計	男	2,262	80	32	460	2,834
	女	1,878	57	33	263	2,231

呉市の低能児⁽¹⁶⁾

呉市内各小学校に於ける児童中にて低能児及不具者を調査したところによれば、低能児は男115人女90人計205人不具者に男32人女28人計60人にして、之を学年別に示せば左の如しと云ふ。

		1年	2年	3年	4年	5年	6年
低能児	男	24	30	19	14	18	8
	女	20	26	7	14	15	8
不具者	男	7	6	4	5	7	4
	女	2	9	7	1	5	3

新潟県の異常児及其取扱⁽¹⁷⁾

新潟市に於ける低能児童等の調査及びその取扱法等は、前号に之を掲載せしが、今新潟県下に於ける調査を得たれば左に之を記す。公立小学校（師範学校附属小学校をも含む）に於ける児童にして、低能に属するもの男3,187人女2,704人、白痴男136人女66人、癲癇男49人女24人、身体不具（盲啞を除く）男443人女289人合計男3,815人女4,083人あり学年種別左の如し。

尋常小学校

学年別	低能	白痴	癲癇	身体不具	計
1年 男	627	38	14	90	767
	547	20	4	59	630
2年 男	572	26	6	68	672
	531	19	3	48	601
3年 男	550	23	6	62	641
	502	15	7	59	583
4年 男	510	19	5	58	592
	419	4	6	48	477

6

北野与一

5年 男	461	11	9	46	545
女	431	5	1	31	468
6年 男	369	8	7	58	442
女	249	3	3	31	286
高等小学校					
1年 男	63	10	2	27	102
女	20	—	—	4	24
2年 男	32	1	—	13	46
女	4	—	—	8	12
3年 男	3	—	—	3	6
女	1	—	—	1	2
計 男	3,178	136	49	443	3,815
女	2,704	66	24	289	4,083

群馬県低能児童数¹⁸⁸

群馬県にて調査せる所によれば、同県下公私立小学校児童中低能児、白痴、癲癇、身体不具なる者等の数は左の如くなりと云ふ。

	低 能	白 痴	癲 癇	身体不具なる者 (盲啞者を除く)
尋常小学校 1 学年				
男	351	21	4	45
女	297	16	3	30
同第 2 学年				
男	251	11	2	51
女	222	10	3	41
同第 3 学年				
男	257	7	3	50
女	227	6	2	33
同第 4 学年				
男	233	6	4	48
女	229	2	4	34
同第 5 学年				
男	220	2	3	43
女	210	—	2	32
同第 6 学年				
男	187	4	1	31
女	167	3	1	16
高等小学校第 1 学年				
男	60	—	—	24
女	26	—	—	6

同2学年				
男	2			1
女				
同3学年男女計				
男	2			
女				
計				
男	1,587	51	17	300
女	1,388	37	15	194
男女総合計 3,589名				

岡山県低能児童教育⁽¹⁹⁾

岡山県にては、県下各小学校に於ける低能児童教育状態を調査し、之を女子師範附属小学、岡山市内小学校、和気郡各小学校の实地取扱方法につき報告する所ありたり、尚ほ県下小学校就学児童中、低能者総数男生1,912人女生1,468人にして、之を各学年別に示せば左の如し。

	低能者	白痴	癩癩	身体不具者 (盲啞者を除く)	計
尋常1年男	149	26	7	37	319
女	223	18	5	17	261
同2年男	270	14	2	37	323
女	212	8	3	19	242
同3年男	278	13	6	40	337
女	207	8	5	18	238
同4年男	228	13	5	31	280
女	204	9	—	16	237
同5年男	231	7	10	32	281
女	216	6	6	14	245
同6年男	184	5	4	24	215
女	148	3	7	13	171
高等1年男	95	1	2	19	116
女	40	—	1	11	51
高等2年男	—	—	1	1	2
女	—	—	—	—	—
計男	1,567	79	29	238	1,912
女	1,264	51	17	129	1,468

各県の事例報告は少ないので確かなことは言えないが、明治44(1911)年において盲・聾児を除く「不具児」は、就学児童中尋常科約0.3~0.4%程度、高等科約0.2~0.3%程度就学していたものと推測できる。また、前述の乙竹の報告によれば、「明治四十四年四月一日現在

ニ於テ特殊ノ事情ニヨリ就学ヲ免除セラレ若クハ就学ヲ猶予セラレタ者ニ就テ見ルニ（中略）不具児四、八九四人」であり、「明治四十四年十月一日現在（中略）盲聾啞ヲ除ク不具児が二万〇七百二十五人」であったという。この数には若干の疑義もあるが、この統計結果からすれば、盲児、聾児を除く「不具児」の就学率は約80%の高率であった。

こうした高率は、文部省の継続的な就学督励策、明治40（1907）年における「小学校令」の改正と、それに伴う文部省訓令第6号「師範学校規程ノ要旨及施行上ノ注意」による特別学級設置推進策など教育政策が影響したものと考えられる。

3) 肢体不自由児取り扱いの実態

文部省は、明治45（1912）年、障害児全般に関してであるが、「是等に対する教育方針若しくは教授法に就き未だ一定したる組織及設備もなく、各府県共一般児童と共に教授し兎も角も義務教育を終了せしめつゝある」と報告している。こうした教育状況は、肢体不自由児についても同様であった。例えば、新潟市では、「身体不具の取扱 一、不具者は普通児童と同一学級に収容す。二、不具なるがため行ふ能はざる科目に対しては之を行はしめず、例へば体操の如きは歩行すること能はざるものは、之を課せず、又右腕若は左腕の伸びざるものは、伸びざる儘にて体操をなさしむ。」であった。また、広島県では、「公私立小学校に於ける低能、白痴、癲癇又は身体不具なる児童は、凡て之を普通児童と同一学級に収容して教授せり、（中略）一、発育の不良感覚若しくは運動機能の障碍及び疾病等に由るものは、学校医の意見を徴し家庭の注意を促して栄養の給与、治療を図り、又運動遊戯を奨励せり。」であった。すなわち、当時報告された各県の実態をまとめると、概略次のとおりであった。

- ① 肢体不自由児は、健常児と同じ学級に在籍した。
- ② 知的教科では、障害に応じて個別指導も行なわれたが、芸能科、特に体操科は、一部あるいは全部免除されたり、軽減されたりした。
- ③ 学校医の指導により、家庭での栄養の補給や治療問題の指導が行なわれた。

以上のような状況が大正期・昭和期に入っても続いたものと考えられるが、大正期中頃から昭和の初期にかけて、体操科における免除児童の障害種別と矯正指導該当児童の障害種別が論議されるようになる。この体育界の新しい動向について、若干触れておきたい。

大正2（1913）年「学校体操教授要目」が公布され、学校体操の主流はスウェーデン体操に移行する。こうした背景もあり、大正期中頃から画一的体操指導の反省が叫ばれるようになり、同時に肢体不自由児をも含む障害児の顕在化と相まって矯正（医療）体操への関心が高まる。つまり、運動の実施に関して、児童の心身の特質を診断し「学理に基礎を求めて、与ふべきは正しく、之れを与へ、免除すべきものは之れを免除する」という指導姿勢が打ち出され、矯正指導該当児童と体操免除児童（運動免除児童とも称した）とが区別され、指導が行なわれた。

戦前の矯正（医療）体操の発展過程について、著者は、「日本における心身障害者体育の史的研究（第13報）——矯正（医療）体操の発展過程について——」（北陸体育学会紀要、第23号）によって報告した。従ってここではその詳細は省略するが、大正期以後の同体操の発展状況の概略は、次のとおりであった。

「スウェーデン体操移入時には、医療体操の関心は高くなかったが、一部関係者によってその指導の必

要性が叫ばれ、漸次学校体育が啓蒙されていった。その背景には、明治末期から大正期にかけての就学率の向上による異常児や虚弱児の顕現化、それに伴う学校衛生の整備・充実、あるいは整形外科の進展などがあつた。当初医療体操は、整形外科的疾患・障害以外の疾病に対する運動療法的体操が主であつたが、大正期、特に後半期に入ると、整形外科的疾患・障害の軽症者に限定されて実施された。⁵⁰

「昭和期に入ると、医療と教育の果すべき役割が明らかとなり、当初の医療体操と異なつた姿勢矯正中心の矯正体操へと変容する。また、それは、虚弱児教育面から学校衛生上の問題としてとらえられ、その指導が本格化した。なお昭和10年代には、矯正体操導入初期の個性尊重の思想は消滅し、国防力増強論を背景とした体力の国家的管理思想が強調された。」⁵¹

以上のように、大正期中頃まで体操を免除された児童のうち、疾病・障害の軽症児童に対して体操指導の手が、若干ではあるが、差し伸べられたのである。

論議が前後するが、矯正体操の指導開始と体操の免除は、決して同時に生じたわけではなかつた。当初具体的な基準に照らすことなく免除(見学)が実施されていく過程において、西欧の矯正体操と体操免除基準の導入があり、矯正可能児童と体操免除児童とが区別されていったのである。当初の事情は先に述べた文部省調査による各県の報告や、大正2(1913)年の文部省による学校衛生問題調査によつても明らかである。体操免除の基準は整形外科の導入とともに西欧(ドイツ)から導入されたものと思われるが、その普及に貢献したのは柏倉を初め、田辺・石丸、真行寺ら体育指導者たちであつた。彼らは、体操免除児童のなかに矯正可能な児童が多く存在していることを指摘し、体操免除の基準を提示するとともに矯正体操適用の必要性を強調したのである。^{52 53 54 55 56}なお、この体操免除は、東京市による「学校に於ける不具児童に関する調査」⁵⁷や吉田章信の「疾病異常通学者の鍛錬に就て」⁵⁸の報告も示すように、昭和10年代に入つても続いたことを付言しておきたい。つまり、健全児とともに在学した軽症児以外の多くの肢体不自由児に体操免除が適用され、彼らは体育指導の圏外に置かれたのである。

2. 柏学園の創設と経営の概要

柏学園は、わが国最初の肢体不自由児を対象とした療育施設であり、大正10(1921)年5月1日柏倉松蔵が東京帝国大学整形外科教室教授田代義徳の指導と援助を得て、東京市小石川区大塚仲町にて設立されたものである。

柏学園及びその創設者に関する研究報告の主なものを挙げると、学会発表報告では、杉浦守邦及び中川一彦の報告がある。杉浦は、柏学園の開設時から閉園に至るまでの経営実態に触れ、柏倉夫妻の生涯についても詳細に報告し、本稿で検討しようとしている医療体操や訓練具についての概要を報告している。^{59 40 41 42}また、中川は、柏倉が「医療体操への関心をいただき、肢体不自由児の療育を追い求めるようになった」背景や柏倉の「医療体操に関する考え方」などについて報告している。^{43 44}さらに雑誌論文報告では、蒲原宏の報告があり、蒲原は柏倉夫妻の生涯を詳論し、同学園の設立とその経営状況について報告している。^{45 46 47}なお、単著としては、宇留野勝弥の『肢体不自由児の父柏倉松蔵さん』がある。宇留野は、柏倉の履歴や柏倉の著である『肢体不自由児の治療と家庭及学校』の一部を紹介している。その他、断片的に触れたものとして、全国肢体不自由養護学校長会(編)の『肢体不自由教育の展望』⁵⁰、石部元雄の『肢体不自由児の教育』⁵¹や村田茂の『日本の肢体不自由教育—その歴史的発展と展望』⁵²など、多くの著がある。これらは、いずれも柏学園の創設に係わる問題やその歴史的意義についても論述している。

この項では、当然ながらこうした先行研究を重要な史・資料として取り扱うが、柏倉の設立の動機、あるいは動機と関連性のある医療体操や肢体不自由児の療育に関心をいだかした背景など、従来若干の疑問を生起せしめていた諸点に関し、さらに検討を加えてみることにしたい。

1) 設立の動機と医療体操指向の背景

宇留野の報告⁵³⁾によって柏倉の履歴をはじめに紹介しておこう。この履歴にも、動機問題を解く鍵が存在しているように思われるからである。

本 籍 山形県南村山郡上山町鶴脛町429
士族 柏倉松蔵
明治15年4月9日生

現住所 岡山市内山下93 三谷方

学業任免賞罰

明治29年10月より33年12月まで同町伊藤丹吾氏につき、国漢、数学を修む

- 同34年2月 南村山郡私立教員講習会修了
- 同 年8月 山形県連合教育会夏季講習会修了
- 同36年3月3日 日本体育会体操学校高等本科卒業証書を受く
- 同 年4月20日 東京市阪本小学校代用教員を命ぜられる、2級上俸東京市役所
- 同 年4月23日 無試験師範中学高等女学校体操科教員免許状を文部省より受く
- 同 年5月 2ヶ月間私立東京中学院に於て動物学を修む
- 同 年5月18日 無試験東京府小学校体操科教員免許状を受く
- 同 年6月18日 東京市阪本小学校訓導に任ぜられ、4級下俸給与、専科正教員勤務
- 同 年12月 東京市教育会体操講習会修了
- 同37年3月 東京市教育会応用心理学講習会修了
- 同 年6月 私立立教中学校教師を命ぜられる
- 同 年11月22日 東京府立第一中学校助教諭に任ぜられ、7級俸給与、兼舎監補助 東京府
- 同38年3月22日 神奈川県へ出向を命ぜられる 東京府
- 同 年3月24日 神奈川立第三中学校助教諭に任ぜられ、6級俸給与、神奈川県
- 同40年12月 東京体操遊戯研究会冬季講習会修了
- 同41年4月30日 岡山県へ出向を命ぜられる 神奈川県
- 同 年5月5日 岡山県師範学校教諭に任ぜられ、10給俸給与、岡山県
- 同 年12月 呉海兵团信号法講習会修了
- 同43年3月31日 岡山県師範学校兼任舎監 加俸月額5円給与、岡山県
- 同44年3月31日 9級俸給与、岡山県
- 同 年8月 岡山県教育会体操講習会修了
- 大正元年8月 岡山県教育会修身科講習会修了
- 同3年6月13日 8級俸給与、岡山県
- 同 年9月より7年9月に至る4ヶ年間私立盲啞学校教師葛山覃氏につき按摩術（マッサージ術を含む）
及学科を修業す
- 同6年8月31日 7級俸給与、当分42円 岡山県
- 同7年7月24日 3週間体操競技講習会終了、文部省
- 同 年11月8日 按摩術甲種試験合格証書を受く 徳島県
- 同 年12月13日 6級俸給与、岡山県
- 同 年12月13日 公立学校職員分限令第8条第1項第5号に依り休職を命ぜられる、岡山県

- 同 年12月20日 医療体操研究のため東京帝国大学医学部整形外科田代教室に入り研究す
- 同 8年 7月10日 東京帝国大学医学部雇を命ず、月給金15円給与、東京帝大医学部
- 同 年 7月10日 附属医院勤務を命ず、東京帝大医学部
- 同 9年 5月14日 年額金150円の退隠料証書を受く、文部大臣
- 同10年 3月31日 月給金33円給与、東京帝大医学部
- 同12年10月 1日 普通恩給年額340円給す、内閣恩給局長
- 同13年 7月10日 医療体操及びマッサージ法 大正 7年12月より12年 7月まで本大学医学部整形外科教室において研究せしことを証す、東京帝大医学部教授田代義徳

柏倉の学園設立の動機について、前述の先行研究のすべては、彼の唯一の遺作となった『肢体不自由児の治療と家庭及学校』を中心に検討したものであった。若干長くなるが、その主要箇所を次に掲げる。

「さて、私は、自分も体操教師になってからもう10年になる。しかし、自分の教えてきた体操が果してどれだけの効果をおさめたか、という反省と疑問が起ってきました。効果があったにしても、こうだ、とはっきり言い現わす自信がありません。考えてみれば、自分が学校で教わってきたまを、何の工夫もなくやってきただけです。これではいけないと考えました。

それから、もう一つ私が心にかかっていたらなかつたのは、どこの学校に行っても、体操の時間になると、足や手の不自由な子供がきつと一人や二人はいて、運動場の隅にしょんぼりしていることでした。私は、その不幸な子供たちの淋しい姿が、元気に体操する子供たちと対照して余りにも傷々しく胸に刻みつけられて忘れられなかつたのです。あの身体の不自由な子供たちは、どんな風に生成して社会に出て行くのだろう、そんなことを考えると、私は、あの不幸な子供たちをあのまま放っておいてはいけない、何とかしてやらなければ、ということが常に胸の中にあつたのでした。

その頃、私は『医療体操』という言葉を目にしました。しかし、誰にたずねても分りません。何でも外国へ留学した医者や特殊教育の当時大家と言われる方が言っているらしいので、早速、その関係の方面へ問合せてみましたが、はっきりしたことは、やっぱり分りませんでした。が、おぼろげに相像されたことは、学校体操のように、生徒と教師が遠く離れてやるものではなく、教師が直接生徒の身体に手を触れてする体操運動だろうということに気がついていた。

もともと体操というものは、全身運動によって身体の血液の循環をよくし、身体の各部分を均等に発育させることが目的です。しかし自分の毎日教えている体操が、その目的を果しているのかどうか、自分でも分らずにただ漫然とやっていた当時のことを思い返すと、恥入るばかりです。⁵⁹

「ある日、私は治療室で、はじめて医療体操を行っているのを見ました。一目見て、自分が長年独りで考えていたことと全く一致しているのに安心した思いでした。

医療体操というのは筋肉や骨格を矯正治療し、マヒして動かなくなった手足を、体操運動によって動くようにすることなのです。

だんだん、患者に接するうちに医療体操のすぐれた効力に驚くと共に、治療に対する自信ができてきました。ところが、困ったことは、これは前にも一寸記しましたが、患者が医療体操をするのを喜ばないのです。外科医の治療を受けると、体操をすっぱかして、さっさと帰ってしまうのです。これでは外科的治療の効果をあげることができません。何故かといえますと、手足の治療というのは他の病気とちがって、例えば俗にいう盲腸炎のように虫様突起を切ってしまうと治るといふものではないのです。曲った足の筋を切ってまっすぐにしても、それで治ったというわけには行かない。その足で歩けるようになるためには、手術後の体操運動が絶対的に必要なのです。

ところが、この体操は努力を要しますので誰も好みません。大人は話せば分るからよろしいが、子供に

は全く弱りました。マッサージのベッドにねかせるまでが、まず大へんです。

『いいものを買ってあげるからね。』というようなことを、付添いの母親がいつかは、なだめすかして、ようやくベッドへねかせる。マッサージをはじめると、痛くもないのに泣き出す。すると、もう母親の方がおろおろして体操などはしないで帰ってしまうありさまでした。

こういうありさまを見るたびに、私は、この子供たちを甘やかす母親たちは、果して本当に子供の病気を治してやりたいと考えているのであろうかと、腹の立つこともありました。しかもこれは一人や二人ではない。ほとんどの母親がそうなのです。日本の母親は何と甘く、弱いのでしょうか。

この時、私は、ふと考えたのでした。この子供たちは一ヶ所に集めて医療体操させたらどうだろう。それも病院風ではなく、学校風に、治療のあいまには遊戯もさせ、学科も教えよう。そうすれば、子供たちも楽しいふんいきの中で体操もするようになるのではなかろうか……。

私はたのしい夢にも似たこの思いつきを田代教授にお話してみたのです。

すると田代先生がいわれるのには、

『それはいいことだ。もう欧米の文明国ではすでに立派にやっている。私も実はそれをやりたい考えもあった。お前がやるならば出来る限りの後援はしてやろう。』

と、非常に激励されました。私は、この田代先生の激励を受けて、大いに心が動き、やってみようという気になりました。』

以上には、明治末年から大正初期にかけての学校体操への疑問、体操免除の肢体不自由児の存在、並びに東京大学医学部における治療室の治療状況と田代義徳教授との係わりのなかでの学園設立の発願状況などが記されている。従来の報告のなかには、この三つの事項があたかも学園設立の動機となったかのような報告もみられる。柏倉は、『医療体操』について知りたいと願いながら、詳しく知り得ないでいるうちに、ふと、マッサージというものに思い至り⁶⁶、岡山市の私立盲啞学校教師葛山覃の指導を受け、マッサージ師の検定試験に合格する。その時点において彼は、「万一の時には天下晴れてマッサージ師が開業できる⁶⁷」と考えており、さらにまた、東京大学医学部整形外科教室に入ってさえ「研究の上は、これを学校体操と併用する考えでありましたから、再び学校へ帰るつもりでいた⁶⁸」と述べている。つまり、学校体操への疑問と体操免除児童の存在は、医療体操への研究動機となったものと考えられるが、設立の動機としては副次的なものであったと考えるべきであろう。従って直接的な動機は、東京大学医学部整形外科治療内における児童（幼児）に対する医療体操の施術事情であったと言えるのである。なお、付言すれば、この動機を具現化させた背景に、同前教室の田代教授の激励と援助、並びに小学校教師であった妻とくの一賛同があったのである。

次に、柏倉が医療体操への関心を高めていった事情について、中川の報告を中心に再検討してみたい。中川は、「柏倉松蔵を育てた日本体育会体操学校」において、「体操教師であった柏倉松蔵が、何故、学校体操への疑問をいただき、運動場にしょんぼりしている足や手の不自由な子供に心を痛め、片隅におかれている身体の不自由な子供達への体操として、医療体操への関心をいただき、肢体不自由児の療育を追い求めるようになったか⁶⁹」について明らかにしようとした。その結論は、次のとおりであった。

「柏倉松蔵をして学校体操に疑問をいだかせ、医療体操や肢体不自由児の療育に関心をいだかしめるに至ったものは、彼が、子供の頃、身体があまり丈夫な方ではなかったこと、不具者に対する同情の念は日一日と深刻になってくるばかりであります。」という個性、さらには、体操学校同窓会設立に参加したこと

などから伺い知ることのできる積極性に支えられながら、啓蒙主義的教育理念と汎愛主義教育の流れをくむリングのスエーデン体操を、わが国へ伝承した日本体育会体操学校に学び、加納久宣や川瀬元九郎などの影響を受けたことによるものである」

柏倉をして学校体操に疑問をいだかしめ、医療体操の目を向けさせ、肢体不自由児の療育についての関心を高揚させていった背景に関して、中川は、柏倉の生来の体質・性格及び母校である日本体育会体操学校の影響があったと報告している。

人間における活動の発現過程には、こうした個人的要素が強く影響するものと考えてよいだろう。先の柏倉の報告からも、彼の体質や性格がこの問題に対して強く影響を与えたことは明らかである。しかしながら、母校の日本体育会体操学校における加納や川瀬らの教育的影響については、資料不足もあり、若干疑問が残るようである。ともあれ柏倉の学校体操への疑問や反省を生起せしめた事情を、単に肢体不自由児の存在や彼の個人的事情にのみ限定して考えることは、早計のように思われる。なぜなら、この疑問や反省が生起したのは、彼が体操科教員となって10年後の明治末年から大正初年にかけてのことであり、この時期は、教育上あるいは体育上大きな変革が行なわれたり進展がみられた時期で、こうした教育的な影響もいくつか考えられるからである。

その第一は、就学率の向上を意図した教育的環境の変容の影響であろう。第三次小学校令のもとにおいて、就学義務に関する法規が著しく整備され、就学督励に関する規定も強化される⁶¹。一連の当局による就学督促方策や、その後の義務教育年限の延長（明治41<1908>年4月より6カ年となる）によって就学率、あるいは実質上の就学率と言える通学率（日々出席児平均数／学齢児童数）が急激な上昇をみせる。すなわち、明治末年には就学率が98%を越え、大正初年には通学率が90%台を示すに至ったのである⁶²。柏倉が関係した岡山市では、上記の全国における就学率を上回る100%弱の高率を示していた⁶³。

なおまた、明治40（1907）年「師範学校ノ規定改正ニ付キ注意事項」（文部省訓令第六号）が発せられ、師範学校に「成ルヘク盲人、啞人又ハ心身ノ發育不完全ナル児童ヲ教育センカ為特別学級ヲ設ケ之カ教育ノ方法ヲ攻究センコト」が要望される⁶⁴。この要望は、各地の師範学校に対し影響を与えるとともに、障害児の就学にも影響を与えたものと考えられる。

こうした教育情勢のもとで、岡山県の場合、明治41（1908）年11月岡山県教育会によって盲啞院が設立され⁶⁵、明治末年には、岡山県下小学校就学児童中男子238名、女子129名の「身体不具者（盲啞者を除く）」が在籍していた⁶⁶。当時、同県の女子師範学校附属小学校には、「劣等児低能児」、「感官に故障を有するもの」及び「視力聴力等の薄きもの」が就学しており、同校はこれらの児童に対する教育に強い関心と深い配慮を示していた⁶⁷。男子師範学校附属小学校でも、女子校のそれと大同小異であったと思われ、男子師範学校勤務の柏倉は、体操科専科教員として特に体操免除児童に強い感心をもつようになったものと推論できる。

以上のように、主として教育制度の変革を含む教育事情の進展により就学率が向上し、それに伴って「劣等児低能児」、「盲啞児」などとともに病弱児や肢体不自由児も就学するようになり、体操免除児童が顕在化したのである。つまり、柏倉をして学校体操への疑問や反省を生起せしめた要因の一つに、当時の教育的環境の変容があったのである。

第二に考えられることは、大正2（1913）年の「学校体操教授要目」の制定とその前後にお

ける体育界動向の影響であろう。

前述のように、中川は加納や川瀬らの影響について報告しているが、次のような柏倉の報告から、その影響は少なかったものと考えられる。すなわち、彼は「どこの学校へ行っても体操時間になると、(中略)その頃、私は『医療体操』という言葉を目にしました。しかし、誰にたずねても分かりません。」と述べており、その頃とは日本体育会体操学校を卒業した後年のことであった。さらに、この『医療体操』について知りたいと願いながら、詳しく知り得ないでいるうちに、ふとマッサージというものに至り(後略)、その後4年間このマッサージ法を学んでいる。このことは、当時彼はその内容さえも十分認識してなかったことを示すものであり、学生時代における加納や川瀬らの影響が少なかったものと言わざるを得ない。

明治40(1907)年9月文部省及び陸軍省共同の学校体操調査会が発足し、同43(1910)年1月に漸く「学校体操統一案」が完成する。翌年9月にこれが全国中学校に配布され、大正2(1913)年1月「学校体操教授要目」として公布される。かくして、「明治19年以来の普通体操、兵式体操の並立に終止符がうたれ、(中略)体操的な領域はスウェーデン式に統一された」のである。この要目は、「従来各学校ニ於テハ其ノ授クル所区々ニ亘リ、往々其ノ準拠スル所ニ迷ヘル観ナキニアラス」との反省から制定されたものであり、しかもその性格は、「一つの基準、参考資料として示されたもので、各地方、各学校の特色に基づく具体的な教程すなわちカリキュラムを作成する上に必要な手引き」であった。なお、指導上の注意として、「体操ノ教授ハ団体教授ニ依リ、多数ノ生徒ヲシテ共同的運動セシムルト同時ニ、常ニ各生徒ノ身体及精神発達ノ状態ニ留意シ適切ナル指導ヲ為スヲ要ス」など、15項目が掲げられていた。

この要目の作成の中心人物であった永井道明は、著書や体操教員講習会、あるいは学校衛生講習会などを通じて要目体操の普及に尽力した。こうした当局の努力にもかかわらず、現場では、旧態依然の指導が続いた。当時の指導の実態について、石橋・佐藤らは、「画一的であり、且つ唯反復のみにおちいり、体操を実施する者の興味を著しく喪失せしめた」、さらにまた、「全く旧習を脱しない者や、内心不満をもって白眼視している者や、微温的な態度で臨み、余り熱心に新体操にとり組まなかった者などもあった」と報告している。この現場における指導理念や指導法の混乱は、有識者間に疑問や反省を生起させても不思議ではなかった。例えば、佐藤匡は、『体育』誌上で指導の画一性を批判し、「被教育者の心身状態」を考慮した指導の必要性を訴えており、また、『日本学校衛生』誌上において、指導の画一性の批判と「虚弱ナル身体ヲ有スル個人」に対する指導の欠如を指摘した論稿が掲載された。

付言すれば、この混乱を招いた主要な原因には、「体操指導者の能力や知的理解の程度が低く(当時は陸軍の下士官を相当数体操教師にあてていた)スウェーデン体操を十分に理解するまでにいたら」なかったことや、要目の基準性の弱さ、あるいは就学率の向上に伴う教育問題児童や体操免除児童の増加という新たな事態に対する認識と指導法の欠如があったものと考えられる。

以上から、柏倉をして学校体操に疑問や反省を生起せしめた理由の一つに、「学校体操教授要目」の制定とその後の体育界における旧態依然の指導姿勢を挙げることができるのである。

2) 経営の概要

(1) 経営の理念 — 創立趣意書を中心に

柏倉は、自分の姓の一字をとり柏学園と名付け、先にも触れたように、大正10(1921)年小

石川区大塚仲町36番地18号の地にて開園した。その創立趣意書⁸⁰⁾には、次のような理念が散見された。

ア. 人間としての平等観 権利と義務に裏付けられた平等観が、創立の根底に流れていた。すなわち、「人間は皆、天の公平な恩恵に浴して幸福な生活を送っていく」権利があり、「天の差別なき監督の下にあって誰も彼も一視同仁」であると主張した。なお、その権利は、「人間の互助的精神」という義務に裏付けられたものでなければならなかった。

イ. 社会福祉思想 「貧児、孤児、不良児、病者等のためにいろいろな施設」ができたり、また問題になっているときに、肢体不自由児のみが置き去りにされている現状について、彼は国家的立場から憂いている。その憂いの背後には、「不具者に対する同情の念」と「慈母」のもつあたたかい人間愛という原初的な社会福祉思想が存在した。

ウ. 機会均等の受教育理念 この理念は、前述の平等観に相通ずる理念でもある。肢体不自由児が「国民教育さえも受けることが出来ない」不幸を訴え、等しく「国民としての知識技能」が授けられるべきであると主張している。そこには、近代的な機会均等の受教育理念がうかがわれる。

エ. 現代的な肢体不自由教育観 これは、学園創立の主軸となった理念であろう。彼は、趣意書の終わりに、「学科教師とマッサージ師と加うるに医師」の「三者合一」の療育を行ない、「授かった技能によって職業を始め」させて「社会の一員」として貢献させることを約束し、この趣意書を結んでいる。つまり、柏倉の目指したこの教育、医療及び授産の三者統合の理念こそ、現代的な肢体不自由療育理念であり、換言すれば、現代的な肢体不自由教育観であったとすることができる。

(2) 療育の概要

① 療育の方針

当初における療育の方針（目的）は、「身体の不自由なる児童に、小学校の課程に準ずる教育を施し、適当なる場合には、専門医師に計りて、整形外科的治療を加え、幾分なりともその不便を除き、進んで職業教育を授け、将来独立して、生業に従事せしむる」⁸¹⁾ことであった。その後、昭和年代に入って「手脚の不自由なる児童に小学校教育を授け」⁸²⁾と、若干の修正を行っているが、当初からの方針（目的）は変わらなかった。

収容定員は、園舎の狭隘さもあって10名をもって出発しており、昭和7（1932）年に教室を増築し15名に改めている。入園許可年齢も当初3歳から16歳であったが、後年5歳から16歳に変更している。⁸³⁾「手脚の不自由なる児童」について、『柏学園第十三年報』は、「一、歩けない者、手を自由に使はれない者。一、手や足のない者。一、外見上醜くて普通の者と共学させられない者。一、耳が聞えて言語を発せられない者」⁸⁴⁾と報告している。また、杉浦は、昭和20（1945）年までに78名を収容したとし、「入園児の疾患は、開設当初から脳性麻痺が主体で全体の3分の2を占め」⁸⁵⁾ていたと報告している。

以上の児童に対し、小学校に準拠した教育と障害に見合った職業教育を施し、それらと並行して障害を少しでも軽減させるための治療を行なう、つまり、この三者の統合が療育の方針（目的）であった。

② 教育課程

柏学園の「学科課程」は、普通教育に準拠し、しかも肢体不自由教育としての独自性をも加

味したものであった。その実例を掲げると、以下のようであった。

ア. 大正10年度の「学科課程」⁸⁹

一、当園児の課業は学課授業とマッサージ体操とを合せて、毎日5時間とする。

一、当園児の課業学課目左の如し。

第1表

第一時限	第二時限	第三時限	第四時限	第五時限	第六時限	第七時限	第八時限
学 科	学 科	学 科	学 科	学 科	学 科	手 工	手 工

第2表

第一時限	第二時限	第三時限	第四時限	第五時限	第六時限	第七時限	第八時限
学 科	学 科	学 科	学 科	学 科	学 科	手 工	体 操 マッサージ

第3表

第一時限	第二時限	第三時限	第四時限	第五時限	第六時限	第七時限	第八時限
手 工	手 工	手 工	手 工	手 工	手 工	体 操 マッサージ	体 操 マッサージ

イ. 昭和8年度の「学科課程」⁹⁰

一、当園児の課業は学科教授とマッサージ体操とを合せて毎日6時間とす

第1表

第一時限	第二時限	第三時限	第四時限	第五時限	第六時限	第七時限	第八時限
学 科	同	同	同	同	同	体 操 マッサージ	練 習

第2表

第一時限	第二時限	第三時限	第四時限	第五時限	第六時限	第七時限	第八時限
学 科	同	同	同	同	同	手 工	手 工

第3表

第一時限	第二時限	第三時限	第四時限	第五時限	第六時限	第七時限	第八時限
手 工	同	同	同	同	同	体 操 マッサージ	体 操 マッサージ

一、当園児の学科課業は左の如し。

修身

国語（読方、綴方、書方）

算術（筆算、珠算）

国史
 地理
 理科
 図画
 唱歌
 体操 (治療体操、保健運動)
 裁縫
 手工 (治病的手工、技能的手工)
 マッサージ

ウ. 昭和12年度の「学科課程」⁸¹⁾

- 一、当園児の課業は学科課業と治療課業を合せて毎日7時間とす。
- 一、当園児の学科課程は公立学校に準ず。
- 一、当園児の体操及手工は治療体操、保健運動、治療的手工、技能的手工、及びマッサージとす。

以上のように、同園の「学科課程」、つまり、教育課程には、いくつかの特徴が組み込まれていた。すなわち、その一は、学科課業と治療課業を区別してとらえていたことであり、その二は、その治療課業に体操、手工及びマッサージの三者が充当されていたことであり、その三は、治療課業が毎日課せられるように編成され、特に体操と手工との名称を変更して課したことであった。

こうした特徴こそ、肢体不自由教育の独自性とも言われるものであった。一方で小学校教育を目指し、一方で治療課業を重視しつつ、試行錯誤を繰り返して徐々にその療育形態を整えていった同園の努力は、高く評価すべきものがあつた。

③ 職員構成

職員として、顧問兼監督、園長、訓導、マッサージ医療体操師、保母が置かれ、後年には囑託医と園芸担当員も置かれた。当初、顧問兼監督に東京大学医学部教授田代義徳、園長に柏倉松蔵、学科教師に妻とく、マッサージ医療体操師に柏倉という陣容で出発した。⁸²⁾その後、大正13 (1924) 年4月に柏倉の姪山口ヨシノが保母として増員され、⁸³⁾昭和8年度に訓導織田寿男、保母多田フイ、保母代用菅沼みね、保母見習長橋ハナヨ、囑託医 (小児科) 齊藤良象が増員され、⁸⁴⁾スタッフも充実した。同12年度には、保母見習1名が退職 (昭和15<1940>年4月に柏倉の姪山口イクノをもって当てる)、園芸担当員として山口利喜弥が採用される。^{85) 86)}

学園開設に当たって親族の反対があり協力も得られなかったが、上記のように、同園を陰に陽に支えたのは、妻とくや田代は勿論のこと、柏倉の親族の人たちであった。こうした点もまた、同園経営の特徴の一つであったと言えるだろう。

3. 柏学園の体育教育 — その実態と史的意義を中心に

1) 体操科教育

(1) 体操科の位置づけ

先にも若干触れたが、柏学園では、当初から公立小学校に準拠した教育を指向したので、その教育課程も当然ながら当時の公立小学校の教育課程に類似したものとなっていた。しかしながら、学科目の一つである体操科は、当時肢体不自由児にとって甚だ困難な学科と受け取られ、

公立小学校においては体操免除という措置さえ講じられていたのである。この体操科に関して、同園は、当初「治病体操、保健体操」、後年「治療体操、保健運動」と呼称して対応し、先述のように、治療課業として学科課業と区別して教育課程上に位置づけたのである。このことは、欧米における肢体不自由教育の実態を知り尽くしていた田代の助言指導の結果であったとも考えられるが、元体操科教員で経験豊かな柏倉の準拠のためのアイデアであったと考えてよいだろう。従ってその治病・治療体操や保健体操・運動（以下、それぞれ治療体操、保健運動という）にも、同園独自のとらえ方がみられた。すなわち、治療体操は、四肢並びに軀幹の障害に対する治療、換言すれば、大筋肉主体の治療を本体として行なう体操ととらえられていた。また、保健運動は、主として身体の障害のない部位、あるいは障害の軽い児童に対して行なう普通体操及び遊戯運動と考えられていた。なお、このことと関連した小筋肉の治療・機能訓練をねらいとして、後述のような多様な指導が実践されていたことを付言しておきたい。

同園のこうした体操科内容による教育課程への位置づけは、小学校教育への準拠の手段とも受け取られる点もあったが、教育と治療の一体化を図る方法として、その後設立された東京市立光明学校の体操科や戦後の肢体不自由養護学校の「体育・機能訓練」にも踏襲されていった。つまり、戦後の肢体不自由教育における体育科のとらえ方や教育課程への位置づけの源流が、この柏学園の体操科にみられるのである。

(2) 指導目標

柏倉は、体操科の目標について具体的に発表していないが、「治療が第一」だとして、次のような見解を述べている。

「理想を生かすと殺すに拘らず治療だ。この理想を生かすも殺すも、先ず第一番に現代における範囲の病氣治療法によって、自己の身体障害を取り除かねばならぬ。これも又如何なる治療を施したにしても、正常になり得ない。又なし得ないという者も起って来る。(中略)私がこの処にいうているのは、お進めもし、又望んでいるのも、身体に障害のある者は幾位でもよい、少しでもいいからその障害を取り除くという事である。」

前項でも触れたように、教育課程は学科課業と治療課業の二者で構成され、治療課業は体操科（治療体操、保健運動）、手工科（治病的手工、技能的手工）及びマッサージであった。治療体操及び保健運動は大筋肉領域の機能回復・改善をねらいとし、治病的手工は玩具遊び、筆記（毛筆）、園芸などの活動とともに小筋肉領域の機能回復・改善をねらいとしていた。マッサージとともに、この両者が相提携し、治療の目的が達成されるよう考えられていた。とは言っても、柏倉が重度児の治療に関して「せめて独りで食事する事、独りで大小便の用を達する事は、是が非でもして置かねばならん」と述べているように、そのねらいは、個々人の障害（病種や病態）の程度や発育・発達の程度、あるいは回復・改善の程度によって異なり、治療法とともに多様であった。

また、柏倉は、人間教育を重視し、人間教育もまた治療の一つととらえていた。彼は、詳細に個々人の「性情」を観察・把握し、将来自立するに当たって障害となるような「性情」を取り除く指導を、特に集団生活を通じて行なった。

(3) 指導内容と方法

① 治療体操

治療体操として、医療体操法、練習治療法及びマッサージ法が実施された。⁽¹⁰⁶⁾

A. 医療体操法とマッサージ法

医療体操に関して、柏倉は、狭義には姿勢矯正体操⁽¹⁰⁷⁾を、また広義には整形外科の疾病治療を目的とする医療体操を考え、両者を区別してとらえていた。最も意を注いだのは後者であったので、ここでは後者を検討の対象とする。

この体操は、自動的あるいは体操(以下、体操を省略する)、他動的運動、補助的運動及び抵抗運動からなっていた。この四運動について、柏倉は、次のように説明している。

「自動的運動あるいは体操というのは、他人に頼らず、自分だけの力によって行う事をいう。他動的運動あるいは体操というのは、全く他人の力によってのみ行う事。補助的運動あるいは体操というのは、病者も、力を出して動かす気になる一方、これに対して、術者が、目的の運動が出来易いように、手伝い助けてやって始めて目的の運動が出来る事をいう。抵抗運動あるいは体操というのは、病者自身で運動せんとするに対して、術者はその反対に邪魔して力を入れさせ、運動しにくく抵抗し屈げようとする時に屈げさせよないように、伸ばそうとする時に対しては伸ばさないようにしつつ運動させる事をいう。⁽¹⁰⁸⁾」

なお、他動的運動には、矯正運動(矯正治療)とマッサージ法が含まれていた。この矯正運動は、「正しい形にする治療法」であり、「脚屈伸」、「アキレス腱」、「腰関節筋」、「膝関節」及び「頸部」などの治療に適用された。⁽¹⁰⁹⁾また、マッサージ法は、自動的運動と「両々相離す事の出来ない治療法」と考えられ、機能回復、不快感や恐怖感の除去などの目的で、治療の初めと治療体操の直後に行なわれた。⁽¹¹⁰⁾

この治療体操には、幾つかの器械器具が使用された。その主なものと使用目的などは、以下のとおりであった。⁽¹¹¹⁾

- 助木……………膝の屈伸運動。
- 足踏機……………脚の屈伸運動、体重の移動。
- エキセルサイザー……………上肢の屈伸運動。
- 渡棒……………徒手歩行練習の次の段階における歩行練習。
- 渡棒の縄梯子……………渡棒で歩行練習はできるが、足が上げられず、姿勢が悪いとき、竹か木を地面から適当な高さに釣るし張って、渡棒のなかで足を上げなければならないようにしたものであり、下肢の屈伸運動をねらったもの。
- 四輪車、三輪車、一輪車…四輪車、三輪車、一輪車の順で歩行練習を行なう。
- 松葉杖、一本杖……………独り歩行の不可能な者における歩行練習に使用する。
- ブランコ、シーソー……………神経的な痙攣性の者に使用する。

B. 練習治療法

練習治療法は、「練習教育」⁽¹¹²⁾とも呼ばれ、児童・生徒が自主的に自分自身で行なうことを本体とした治療法である。また、この治療法は、自動的運動とも考えられるもので、個々人の障害(病種や病態)、発育・発達、あるいは回復・改善などの程度に応じた適切な方法で課せられた。⁽¹¹³⁾特に、歩行練習は、毎日運動場で指導者の監視のもとで実施された。⁽¹¹⁴⁾

なお、この治療法に用いられた玩具、器械器具は、次のようなものであった。⁽¹¹⁵⁾

- 球玉……………握り機能の訓練に用い、綿を木綿でまるく包んだ大小幾種類もの球。
- 木地鉄砲……………手の機能訓練に用い、木地工作を施した空気銃。
- ウチワ太鼓……………手の機能訓練に用い、大太鼓、木琴、鉄筋など音を伴う物。
- 積木……………手の柔軟性や思考力を養成するためで、積木遊びをいう。
- 輪……………手の機能訓練に用い、輪投げ用の輪。
- ボール……………手を目的の方向に動かす練習や指先の練習に用い、ボーリングのようにボールをころがし、人形などにあてる（球ころがし）。
- 象の鼻……………呼吸練習が目的で、口にする所は木で、笛式になっている。先に飛び出る鼻式の所は、狭い紙の袋式になっており、クルクルと巻き込んでいる。息を吹き込めば、先に伸びて行き、止めれば元に戻る。
- 足踏機……………幼児歩行器のような形をしたもので、「コ」の字型のなかで、ひじを枠にひじを支えて脚の屈伸を行なうもので、柏倉が考案した。脚の屈伸運動、腰や膝の運動、特に体重を伸ばした脚に乗せ換える練習に用いた。
- 渡棒……………平行した細い棒のなかを、棒を持ちながら歩行練習をする。
- その他……………歩行練習用として、先述したように、四輪車、三輪車、一輪車、遊戯用自動車、松葉杖、一本杖などが用いられた。

以上の三法について、柏倉は、「この三法のどれが一番効果があるとか、ないかと言う事の出来ない三法である。併し不自由者疾病の種類によっては、この三法のどれかを多くする必要はあるが、他の一法はさほど必要でない。この反対には練習治療だけでも、目的を達する事の出来るのは当然起⁽¹¹⁶⁾って来る」と総括している。つまり、田代の指導のもとでこの三法が、複合的あるいは単独で課せられたわけである。後年設立された東京市立光明学校においても、この三法は、それぞれ主要な治療法の一つに採用されている。同校への継承の有無は別として、わが国のこの分野における三法の先導的試行的実践を果たし、かつ、その有効性を立証した意義は大きく、高く評価してよいだろう。

次に、具体的な治療法について概観する。その主要な事例を挙げるとすれば、以下に掲げた上肢まひと、柏倉が特に精根を傾けた下肢まひ（歩行不能）の治療法⁽¹¹⁷⁾であろう。

A 上肢片まひの治療法

- i) マッサージ 各指一本ずつから始めて、上肢全体に及ぶ。
- ii) 他動的運動あるいは体操（以下、体操を省略）、抵抗運動（自動運動可能後に実施）
 - (ア) 指の屈伸運動
 - (イ) 上肢の屈伸運動 一で肘を屈し、二で肘を伸ばす。これを一から十まで行なう。肘曲をげた姿勢から、前、横、上、下方に屈伸運動をさせる。
 - (ウ) 肩の運動 肘を伸ばして挙げる運動（前に挙げる運動、横に挙げる運動、前から上に挙げる運動、横から上に挙げる運動）、前から横に開く運動、肩を大きく回す運動。
- iii) 自動的運動
 - (ア) 玩具治療、治病的手工 新聞紙破り、太鼓、積木、球玉、木地鉄砲、その他による運動。
 - (イ) エキセルサイザーによる運動（後述）

b 下肢まひ・歩行不能の治療法

- i) マッサージ
- ii) 仰臥姿勢による両脚の屈伸運動 右手で左膝の下部を上から軽く握るように、左手で左足首のやや上の所を握る。一で膝を曲げる。この時は大腿は床に垂直に、下腿は水平すなわち大腿に対して

直角にする。二で脚を伸ばし、足関節は床に直角に保つようにしてつける。この屈伸運動には、矯正運動や抵抗運動も実施される。

- iii) 立位による膝の屈伸運動 両足で押さえ、両手を取って行なう。
- iv) 助木による膝の屈伸運動 術者は後方に位置し補助する。両手、片手の順で行なう。
- v) 足踏機による膝の屈伸運動 交互に体重を伸ばした左右脚に乗せ換えることが、この運動の主眼である。
- vi) エキセルサイザーによる両手の屈伸運動 脚だけが悪いために歩けないのではなく、全身的に故障があるから歩けないのである。従って、歩けない脚の運動だけでなく、上肢の運動も必要なのである。一つのハンドルを両手で握り屈伸する。この場合、中途半端な屈伸は効果的でない。
- vii) 徒手歩行練習 術者は前方、側方(右、左)の順に位置して行なう。
- viii) 渡棒歩行練習 渡棒の中央、端の順で位置して始める。また、握り手は両手、片手の順で行なう。ももが上に挙げられない者には、縄梯子なども利用する。
- ix) 車押し歩行練習 四輪車、三輪車、一輪車の順で押させる。
- x) その他の器具による歩行練習 車押し歩行が困難な者には、松葉杖か一本杖を使用させる。なお、神経的な痙攣性の者には、ブランコやシーソーを活用し、動揺になされる。また、屋内では、藤椅子、丸テーブルを利用する。

障害の程度あるいは病種・病態によって施術に軽重があり、施術部位も異なるが、上記の事例からも一般的な施術順序は、次のようであった。

- a マッサージ法、治療体操法、練習治療法(練習教育ともいう)の順序で行なう。
- b 治療体操法は、他動的、補助的、自動的、抵抗の順序で課する。ただし、その間に病種によって矯正運動が加えられる。
- c 施術される児童の体位は、仰臥位または伏臥位から始まり、坐位、立位へと移行する。

なお、以上の三法と関連して、柏倉は、早期治療⁽¹¹⁹⁾、重障児治療⁽¹²⁰⁾、観血治療の後療法⁽¹²¹⁾、マッサージと治療体操との併用⁽¹²²⁾、術者の治療方針の確立と心得⁽¹²³⁾、人間教育と知識教育の重要性を指摘し強調した。特に、早期治療と人間教育並びに知識教育の重要性の強調は、肢体不児由児対象の公的学校の緊要性を訴えたものとして注目された。また、重障児治療は、先述の東京市立光明学校においてもみられなかった経験であり、しかも近年教育問題化した事象でもあり、その経験は尊く、高く評価されるべきであろう。

② 保健運動

当初保健体操と呼称したこの保健運動に関しては、柏倉自身余り言及していない。従って資料も少なく推測の域を出ないが、この運動は、軽症な部位あるいは軽症児童に課す普通体操型の運動、また、健康児にもみられる固定施設遊び⁽¹²⁶⁾、リズム遊び⁽¹²⁷⁾、ごっこ遊び⁽¹²⁸⁾などのような自由運動を総称したものと考えられる。いみぢくも柏倉は、下記のように自由な運動の治療効果の大なることを指摘している。

「正常の子供以上に、外に出して自由な事をさせ、運動をさせるようにしむけたら、弱い脚も段々と丈夫になる事は請合だ。⁽¹²⁹⁾」

「子供の好むような広い場所で、子供の思う存分やらせられるから、自然に全身の運動共なり、従って目的の治療運動も、知らず知らずの内⁽¹³⁰⁾に出来る事になる。」

これらの指摘を参考にして、強いて保健運動の意を述べるとすれば、自然のなかで自由に行なう心身の調和と健康の増進を目的とする全身運動とも言える。従って後述の行事的な体育的諸活動もまた、保健運動的意図の強い活動であったと思われる。

2) 体育的諸活動

以下に掲げたような体育的な活動が、毎年度行事的に実施された。

a 遠足⁽¹³¹⁾

開園後2年目にして初めて遠足が実施される。以後毎年実施されたが、車を利用し見学や自然観察に歩行練習を兼ねた遠足と、車も利用するが、歩行練習や体力の養成を目的とした遠足との二つの形態がみられた。

b 旅行⁽¹³²⁾

上記の遠足と同じような目的で、汽車を利用した旅行が実施された。また、登山も兼ねた旅行も実施された。

c 散歩運動

散歩運動は、主として歩行練習を目的に、個人的、団体的に実施された。また、この運動には、児童をして興味・関心を生起せしめるような歩行以外の目標が設定されていた。例えば、虫取りや花見、時には博覧会見学と称して散歩運動を行なった。児童は、無意識のうちに歩行練習ができたのである。

d 水遊び⁽¹³³⁾

毎年7月から8月にかけて、水遊びが近辺の川で実施された。

以上の学園外における体育的諸活動の実施は、「附添」など、職員にとって決して楽しいことばかりではなかった。しかし、社会的自立という最終目的に近づくためには、社会生活との断裂を極力避け、歩行能力を向上させ、併せて社会生活の実体験を通して知識教育・人間教育を推進する必要がある、こうした諸活動がきめ細かく実施されたのである。

V おわりに

戦前の肢体不自由児を療育した柏学園に関して、その創設の教育的背景とそれに係わる二、三の疑問点、その経営の概要、そこに実践された体育教育の実態とその史的意義などを検討してきたが、若干の所見も得られたので、おわりにそれらをまとめて結語としたい。

1. 就学猶予・免除が制度的に漸次強化されていくなかで、明治末期には、当局の就学督励策や「小学校令」の改正などによる教育政策の推進により肢体不自由児の就学が、「劣等児・低能児」の就学とともに顕現化していく。こうした児童は、体操科の授業が軽減・免除された。大正期に入って学校体操の主流がスウェーデン体操へと移行し、医療体操への関心が高まり、体操免除児童も矯正可能児童と体操免除児童とに区別されていった。しかし、就学した多くの肢体不自由児は、後者に位置づけられ体育教育の圏外に置かれていた。

2. 学校体操への疑問及び体操免除児童の存在が柏倉の学園創設の動機という報告もあるが、これらは創設の動機としては副次的であり、その直接的な動機は東京大学医学部整形外科における肢体不自由児に対する医療体操による施術事情であったと考えられる。また、柏倉をして学校体操へ疑問や反省を生起せしめた要因として、教育環境の変容と、要目制定後の体育界に

における旧態依然とした指導姿勢が考えられた。

3. 経営は親族によって支えられていたが、その理念や療育観の根底には、現代的な肢体不自由教育観が流れていた。

4. 体操科は、治療体操、保健運動（当初、治病体操、保健体操）と呼称され、小筋運動の機能回復・改善をねらった治病的手工に対し、大筋運動の機能回復・改善を主体として前者とともに治療課業に位置づけられる。こうした体操科についてのとらえ方や位置づけは、戦後の肢体不自由教育にも継承されており、史的にも高く評価すべきであろう。さらに、治療体操では、治療体操法、マッサージ法及び練習方法の三法を併用し、わが国における肢体不自由体育の先導的試行的実践に努力したこともまた、意義のあることであった。

なおまた、肢体不自由児の療育に当たって、早期治療、人間教育、知識教育なども重要視し、重障児療育の実践・研究にも取り組んだことは、現代的意義も大きく、肢体不自由教育史上注目すべきことであった。

注、引用・参考文献

- (1) 荒川勇・大井清吉・中野善達、日本障害児教育史、福村出版(株)、昭51、p.96
- (2) 荒川勇・大井清吉・中野善達、前掲書、p.94
- (3) 東京市立光明学校設置が公教育としての嚆矢であり、従って昭和7（1932）年以前を前史として位置づけるべきであるが、ここでは、柏学園開設時以前を前史としたことを前もって断わっておきたい。
- (4) 神田修・寺崎昌男・平原春好（編）、史料教育法、学陽書房、昭57（第7刷）、p.19
- (5) 神田修・寺崎昌男・平原春好（編）、前掲書、p.42
- (6) 稲垣正利、「就学義務の免除猶予規程に関する一考察 — 明治期における成立過程を中心に — その(1)」、精神薄弱問題史研究紀要、第6号、p.24、昭43、稲垣は「『学制』には『就学義務規程』がないのであるから、『就学義務免除猶予規程』も存在する余地がない。しかし、第十二章の規程によって、父兄が就学できない理由を届出て、それが正当とみなされれば不就学を認められるのであるから、実質的には免除又は猶予の措置がとられたと考えられる」と指摘し、具体的な事例を挙げている。
- (7) 神田修・寺崎昌男・平原春好（編）、前掲書、p.54
- (8) 国立教育研究所（編）、日本近代教育百年史、第3巻、国立教育研究所、昭49、pp.1056-1057
- (9) 神田修・寺崎昌男・平原春好（編）、前掲書、p.64
- (10) 神田修・寺崎昌男・平原春好（編）、前掲書、p.67
- (11) 神田修・寺崎昌男・平原春好（編）、前掲書、p.79、なお、昭和16（1941）年の「国民学校令」においても、「風癩白痴又ハ不具廢疾」は就学免除、「病弱又ハ発育不完全」は就学猶予と規定されていた（神田修・寺崎昌男・平原春好（編）、前掲書、pp.84-85）ことを付言しておきたい。
- (12) 乙竹岩造、日本庶民教育史、下巻、目黒書店、昭4、p.945
- (13) 「学校生徒の身体検査成績」、児童研究、第13巻第12号、p.434、明43、この事例は、東京市各区小学校における身体検査の結果であるが、そこには「運動器病」や「畸形」という病種が掲げられており、肢体不自由児と思われる児童が就学していた。なお、この事例を含む以下の事例において、原典の漢数字を算用数字に、漢字を当用漢字にかえた。
- (14) 「大阪市低能児調査」、児童研究、第15巻第6号、p.187、明45、分類項目には「具」とあるが、「不具」と思われる。
- (15) 「広島県における低能児童数」、児童研究、第15巻第6号、p.188、明45
- (16) 「呉市の低能児」、児童研究、第15巻第7号、p.221、明45
- (17) 「新潟県の異常児及其取扱」、児童研究、第15巻第8号、p.259、明45

- (18) 「群馬県低能児童数」, 児童研究, 第15巻第8号, pp.260-261, 明45
- (19) 「岡山県低能児童数」, 児童研究, 第15巻第9号, p.293, 明45
- (20) 乙竹岩造, 「特殊教育問題」, 日本学校衛生, 第1巻第2号, pp.32-33, 大2
- (21) 「特殊児童の教育」, 児童研究, 第15巻第11号, p.367, 明45, 同誌によれば, 「文部省普通学務局に於て最近の調査に依れば, (中略) 其の他の不具者二萬七千二十五」とある。
- (22) 杉浦守邦, 山形県特殊教育史, 精薄・虚弱篇, 山形県特殊教育史研究会, 昭53, p.44, 杉浦は, 「日本帝国文部省第三十九年報」の報告と比較して, 77.8%という統計値を報告している。
- (23) 「特殊児童の教育」, 前掲書, p.367
- (24) 「新潟市低能児等調査」, 児童研究, 第15巻第6号, p.188, 明45
- (25) 「広島県に於ける低能児童数」, 前掲書, pp.188-189
- (26) 田辺郁郎・石丸節夫, 体育上の病理と診断, 都村有為堂出版部, 大13, p.362, 著者らは, 「未だ画一の域を全く脱してゐない」と, 現場の状況を強く批判した。
- (27) 真行寺朗生, 異常児の病理と矯正体操, 啓文社, 大15, pp.9-13, 真行寺もまた, 「画一は個に即する特性を無視し, 一斉亦人形扱の誹謗を免れぬ」と, 画一指導を強く批判した。
- (28) 北野与一, 「日本における心身障害者体育の史的研究(第13報) - 矯正(医療)体操の発展過程について - 」, 北陸体育学会紀要, 第23号, pp.7-14, 昭61, 北野は上記論文でこの問題について詳論しているので, 参考にされたい。
- (29) 田辺郁郎・石丸節夫, 前掲書, p.362, なお, 真行寺もまた, 田辺・石丸らと同じことを述べている(真行寺朗生, 前掲書, p.141)。
- (30) 北野与一, 前掲論文, p.14
- (31) 北野与一, 前掲論文, p.14
- (32) 「文部省の学生衛生問題調査」, 児童研究, 第17巻第4号, p.157, 大2, この調査の調査項目のなかに「身体教錬法(体操遊戯)と其免除」という項目があり, 現場における障害児や疾病者の免除事情を認知しての調査であったものと思われる。
- (33) 林逸, 「京都市学校医会総会概要」, 日本学校衛生, 第2巻第6号, p.447, 大3, この林の報告は大正2(1913)年12月4日開催された京都市学校医会幹事会に關したものであるが, そのなかに「体操免除の件 右は遠藤幹事東京帝国大学にて謄写したものに之を印刷し, 各学校及校医に配布参考に供することに決す。」とある。その詳細は不明であるが, 早くからこの問題に取り組んだ京都市の動きは注目された。
- (34) 柏倉松蔵, 肢体不自由児の治療と家庭及学校, 柏学園, 昭31, p.8, 柏倉松蔵, 「医療体操に就て」, 体育学理研究会(編), 体育学理講演集, 第4輯, pp.8-10, 大11, 柏倉松蔵, 「医療体操ニ就て」, 日本学校衛生, 第9巻第3号, pp.50-63, 大10
- (35) 田辺郁郎・石丸節夫, 前掲書, pp.55-126, 263-268, なお, 田辺らの功績は, 運動免除表を初めて公にし, 西欧の矯正体操を紹介した点にあった。
- (36) 真行寺朗生, 前掲書, pp.7-8, 141-145
- (37) 東京市教育局学校衛生掛, 「学校に於ける不具児童に関する調査」, 学校衛生, 第10巻第10号, pp.29-31, 昭5, この調査の正式な名称は「体操を免除すべき程度の骨関節並に筋肉の疾病異常を有する児童調査」(昭和5<1930>年6月実施)であり, 東京市はこの年以降も継続的に調査を続けた。この当初の調査では, 約700名の該当児童がいた。
- (38) 吉田章信, 「疾病異常通学者の鍛錬に就て」, 体育研究, 第6巻第5号, pp.54-55, 昭14, 吉田は, この報告のなかで運動免除表を提示している。
- (39) 杉浦守邦, 「柏学園に関する研究(Ⅰ) 柏倉松蔵・とく夫妻について」, 日本特殊教育学会第16回大会発表論文集, pp.342-343, 昭53
- (40) 杉浦守邦, 「柏学園に関する研究(Ⅱ) 学園で行われた教育及び訓練の実態について」, 日本特殊教育学会第17回大会発表論文集, pp.344-345, 昭54
- (41) 杉浦守邦, 「柏学園に関する研究(Ⅲ)」, 日本特殊教育学会第18回大会発表論文集, pp.478-479, 昭

55

- (42) 杉浦守邦, 「柏学園に関する研究 (IV)」, 日本特殊教育学会第23回大会発表論文集, pp.642-643, 昭60
- (43) 中川一彦, 「柏倉松蔵を育てた日本体育会体操学校」, 日本特殊教育学会第18回大会発表論文集, pp.254-255 昭55
- (44) 中川一彦, 「柏倉松蔵の医療体操に関する考え方」, 日本特殊教育学会第21回大会発表論文集, pp.588-589, 昭58
- (45) 蒲原宏, 「柏学園と創立者柏倉松蔵・とく夫妻について (上) - 日本最初の肢体不自由児施設 -」, 日本医事新報, No.2185, pp.37-38, 昭41
- (46) 蒲原宏, 「柏学園と創立者柏倉松蔵・とく夫妻について (中) - 日本最初の肢体不自由児施設 -」, 日本医事新報, No.2186, pp.51-54, 昭41
- (47) 蒲原宏, 「柏学園と創立者柏倉松蔵・とく夫妻について (下) - 日本最初の肢体不自由児施設 -」, 日本医事新報, No.2187, pp.57-58, 昭41
- (48) 宇留野勝弥, 肢体不自由児の父柏倉松蔵さん, 自刊, 昭42, 国立国会図書館所蔵
- (49) 宇留野勝弥, 前掲書, pp.20-23
- (50) 全国肢体不自由養護学校長会 (編), 肢体不自由教育の発展, 日本肢体不自由児協会, 昭44, pp.26-28
- (51) 石部元雄, 肢体不自由児の教育, ㈱ミネルヴァ書房, 昭50, pp.28-31, なお, 石部は, 「日本肢体不自由教育史素描」(運動・知能障害研究, 第1巻, pp.110-111, 昭45)でも柏学園問題に触れている。
- (52) 村田茂, 日本の肢体不自由教育の発展 - その歴史的発展の展望, ㈱慶応通信, 昭52, pp.43-46
- (53) 宇留野勝弥, 前掲書, pp.5-7
- (54) 柏倉松蔵, 前掲書, pp.7-8
- (55) 柏倉松蔵, 前掲書, pp.12-14
- (56) 柏倉松蔵, 前掲書, p.10
- (57) 柏倉松蔵, 前掲書, p.10
- (58) 柏倉松蔵, 前掲書, p.11
- (59) 中川一彦, 「柏倉松蔵を育てた日本体育会体操学校」, 前掲書, p.254
- (60) 中川一彦, 「柏倉松蔵を育てた日本体育会体操学校」, 前掲書, p.255
- (61) 国立教育研究所 (編), 日本近代教育百年史, 第4巻, 学校教育2, 国立教育研究所, 昭49, pp.999-1005
- (62) 国立教育研究所 (編), 前掲書, p.1008
- (63) 岡山市役所 (編), 岡山市史, 第6巻, ㈱明治文献, 昭50 (復刻版), p.4902, 岡山市の当時の就学率は, 以下のようであった。

	男 子	女 子	平 均
明治39年度	99.89	99.71	99.80
明治40年度	99.92	99.64	99.80
明治41年度	99.84	99.68	99.76
大正7年度	99.72	99.78	99.75

- (64) 文部省, 特殊教育百年史, ㈱東洋館出版社, 昭53, p.512
- (65) 岡山市役所 (編), 県掲書, p.4879, なお, 加藤康昭は, この盲啞院設立前の小学校における盲・聾児の就学とその教育状況について報告している (加藤康昭, 「日本の障害児教育における統合への志向 - 岡山県下小学校の盲・聾教育について -」, 特殊教育学研究, 第11巻第3号, pp.12-23, 昭49)。
- (66) 児童研究, 第15巻第9号, p.293

- (67) 児童研究, 第15巻第9号, p.293
- (68) 国立教育研究所(編), 前掲書, pp.1009-1010, 当然ながら, 就学率の向上の要因は, 単に教育制度の変革のみではない。同書には, 詳細な報告が論述されている。
- (69) 今村嘉雄, 日本体育史, 榊不昧堂出版, 昭45, pp.471-472
- (70) 今村嘉雄, 前掲書, p.514, 引用文は要目の前文に掲げられた一節である。
- (71) 今村嘉雄, 前掲書, p.514, 前文には, 「該科教授上ノ参考ニ供セシムル」と述べられている。
- (72) 今村嘉雄, 前掲書, p.516
- (73) 永井道明, 学校体操要義, 大日本図書(株), 大2, この書は, 彼の代表的な書であり, 要目の内容や精神を知る上で貴重な書となっている。
- (74) 石橋武彦・佐藤友久, 日本の体操, 榊不昧堂書店, 昭43(増版), p.166, 例えば, 大正2(1913)年の全国中学校体操教員講習会がある。
- (75) 石橋武彦・佐藤友久, 前掲書, p.166, 例えば, 大正4(1915)の文部省学校衛生講習会がある。
- (76) 石橋武彦・佐藤友久, 前掲書, p.166
- (77) 石橋武彦・佐藤友久, 前掲書, p.166
- (78) 佐藤匡, 「斯かる体操果して効果ありや」, 体育, 第238号, pp.58-59, 大2, 佐藤は盛岡厨川小学校訓導であり, 指導の画一性の改善を訴えた。
- (79) 「体育ニ関スル疑義」, 日本学校衛生, 第1巻第9号, pp.1-2, 大2, 体操の指導が「主トシテ団体的本位ナルヲ以テ, 虚弱ナル身体ヲ有スル個人は, 其犠牲トナルノ事実アル」ことを指摘した。
- (80) 石橋武彦・佐藤友久, 前掲書, p.166
- (81) 柏倉松蔵, 前掲書, pp.17-21
- (82) 蒲原宏, 前掲論文(中), p.52, 蒲原は, この趣意書に「新鮮なヒューマニズム」と宗教やイデオロギーに偏しない「教育愛」が流れていることを指摘し, また, 「肢体不自由児療育の根本理念は全て後代に継承されて然るべきもの」と高く評価している。
- (83) 柏倉松蔵, 前掲書, p.21
- (84) 柏倉松蔵(編), 柏学園第十三年報, (昭和8年度), 柏学園, p.12, 昭9, この変更された期日は, 昭和7年度頃と思われるが, 定かではない。
- (85) 杉浦守邦, 前掲論文(Ⅱ) p.344
- (86) 柏倉松蔵, 前掲書, p.21, 柏倉松蔵(編), 前掲書, p.12
- (87) 柏倉松蔵(編), 前掲書, p.12
- (88) 杉浦守邦, 前掲論文(Ⅱ) p.344, 具体的に言えば, 脳性まひ53名(67.9%), 脊髄性小児まひ8名(10.3%), 脳水腫, 進行性筋萎縮各2名, 小頭症, 脊椎破裂, 脊椎カリエス, 指畸形, てんかん各1名, 白痴, 不明各4名であった。
- (89) 柏倉松蔵, 前掲書, pp.22-23, 原典の漢字を当用漢字にかえた。
- (90) 柏倉松蔵(編), 前掲書, pp.12-14, 原典の漢字を当用漢字にかえた。
- (91) 柏倉松蔵(編), 柏学園第十七年報, (昭和十二年度), 柏学園, p.6, 昭13
- (92) 柏倉松蔵, 前掲書, p.24
- (93) 杉浦守邦, 前掲論文(Ⅰ), p.343
- (94) 柏倉松蔵(編), 柏学園第十三年報, pp.14-15
- (95) 柏倉松蔵(編), 柏学園第十七年報, p.7
- (96) 杉浦守邦, 前掲論文(Ⅰ), p.343
- (97) 結城拮次郎(編), 東京市立光明学校概要, 第1輯, 東京市立光明学校, p.24, 昭7, 同書によれば, 同書によれば, 同校の体操科は「矯正体操科」と呼称されていた。
- (98) 杉浦守邦, 前掲論文(Ⅳ), p.642, 杉浦は, 治療体操や治病的手工の考え方が「かつて養護学校の教育課程で採用されていた『体育・機能訓練』の考えに近いもの」と報告している。
- (99) 柏倉松蔵, 前掲書, p.241

- 000 柏倉松蔵, 前掲書, pp.110-111
- 001 柏倉松蔵, 前掲書, pp.162-163
- 002 柏倉松蔵 (編), 柏学園第十七年報, p. 7
- 003 柏倉松蔵, 前掲書, p.91
- 004 柏倉松蔵, 前掲書, pp.210-212
- 005 柏倉松蔵, 前掲書, pp.212-216, 243-244, 彼は、「低能の者」に対してもこの人間教育を怠らなかった。
- 006 柏倉松蔵, 前掲書, p.188
- 007 柏倉松蔵, 前掲書, pp.260-272
- 008 柏倉松蔵, 前掲書, pp.104-105
- 009 柏倉松蔵, 前掲書, pp.129-141
- 010 柏倉松蔵, 前掲書, pp.272-273
- 011 柏倉松蔵, 前掲書, pp.175-185, 杉浦守邦, 前掲論文 (II), p.345
- 012 柏倉松蔵, 前掲書, p.187
- 013 柏倉松蔵, 前掲書, p.188, 「幼い子供」には, 「玩具あるいは器具」を, 成人に対しては, 「かく如くやれとその方法を教え, その方法を自分自身で」やらせた。なお, この治療法には, 筆記 (毛筆を含む) や治病的手工も含まれているが, ここでは省略する。
- 014 柏倉松蔵, 前掲書, p.193, 柏倉松蔵 (編), 柏学園第十三年報, p.29, 後者には, 「運動場ニ於テハ必ズ五十乃至百回ノ歩行練習ヲセシム」と記されている。
- 015 柏倉松蔵, 前掲書, pp.157-165, 189-193, その他, 同書掲載の写真を参考にした。
- 016 柏倉松蔵, 前掲書, p.188
- 017 結城捨次郎 (編), 前掲書, 第1輯, pp.55-56, 結城捨次郎 (編), 光明学校紀要, 第2輯, pp.65-68, 昭8, 前書によれば, 光明学校では, 障害に応じて, 次のような非観血的治療法が施されていた。すなわち, マッサージ, 電気治療, 治療体操 (当初, 矯正体操), 歩行練習, 立位練習, 弛走練習, 玩具治療, 砂枕矯正, 太陽燈, 日光浴, 熱気浴, 温浴, その他コルセットなどである。上記の歩行練習, 立位練習, 弛走練習及び玩具練習は, 柏学園の練習治療に当たるもので, 電気治療 (柏学園で実施していた) を含むマッサージ, 治療体操及び練習治療の三法が, 主要な治療法となっていた。
- 018 柏倉松蔵, 前掲書, pp.77-210, この事例は, 前書に掲載された各部を集約したものである。なお, ここでは, 非観血的治療法だけを述べた。
- 019 柏倉松蔵, 前掲書, pp.243-244, 柏倉は, 「治療期は六, 七歳位はよい<中略>この年頃より幼い児でも決して悪い事はない」と述べている。また, 発育・発達に治療効果と関連性が深いことも指摘している。
- 020 柏倉松蔵, 前掲書, p.91, pp.141-156, 193-210, 247-249, 脳性まひあるいは知能障害を伴った肢体不自由児の治療を行ない, 食事や大小便などの生活指導の必要性を強調している。治療効果は知能とも関係があると指摘し, 「練習治療」の効果についても確認した。
- 021 柏倉松蔵, 前掲書, p.197, このことは, 同園設立の趣旨でもあった。
- 022 柏倉松蔵, 前掲書, pp.272-273, このこともまた, 同園設立の趣旨の一つでもあった。
- 023 柏倉松蔵, 前掲書, p.145, 156, 197, pp.236-237, 柏倉は, 「医師の診断によるは勿論であるが, それに対しても, 術者も一定の方針を極めて取り掛かる必要がある」, 「何処が一番悪いか, 何処を一番早くよくしてやれば, 当人の将来幸福になるかという事を見定めて取り掛らねばならぬ」と述べており, その治療は, 「根気よく」, 「気長に」努力すべきことを強調している。
- 024 柏倉松蔵, 前掲書, p.244, 「低能の者に対しては, <中略>人間教育は是非共やらなければならぬ」と主張している。なお, 先にも述べたが, 「性情観察」も児童の将来を考えての人間教育の重要性から生まれたものであった。
- 025 柏倉松蔵, 前掲書, pp.147-148, 「もしこの教育法を授けておかなかったら, 馬鹿といわれるような

者は、大方終日、パカンとして何をするという意欲も起らずに、成人していたに違いない」と述べ、「知識教育法をとって来た事は、間違っていなかったと結んでいる。

- (126) 杉浦守邦, 前掲論文(Ⅱ) p.345, 柏倉松蔵(編), 柏学園第十三年報, p.17, 両者の報告によれば, シーズーは大正11(1922)年に, ブランコは昭和8(1933)年にそれぞれ購入されている。
- (127) 柏倉松蔵, 前掲書, p.39, 柏倉松蔵(編), 柏学園第十三年報, p.23, 前者には, 「唱歌を歌い, 遊戯をやり」と記されており, 後者には, 浅田政吉氏より中古オルガンが寄贈された旨の記録(昭和8<1933>年)がみられる。
- (128) 柏倉松蔵, 前掲書, p.243
- (129) 柏倉松蔵, 前掲書, p.156
- (130) 柏倉松蔵, 前掲書, p.243
- (131) 柏倉松蔵, 前掲書, pp.38-39, 45-46, 54-55
- (132) 柏倉松蔵(編), 柏学園第十三年報, pp.19-23
- (133) 柏倉松蔵(編), 柏学園第十七年報, pp.9-12
- (134) 柏倉松蔵(編), 柏学園第十三年報, pp.19-26, 柏倉松蔵(編), 柏学園第十七年報, p.9, 2時間30分も歩行させて例もあった。
- (135) 柏倉松蔵(編), 柏学園第十三年報, p.20, 柏倉松蔵(編), 柏学園第十七年報, p.11
- (136) 柏倉松蔵, 前掲書, p.39, 同書には, 当初の苦勞が述べられている。